

飲酒運転防止対策マニュアル

飲酒運転根絶に向けて



このマニュアルは、飲酒運転に対するトラック事業者や管理者、ドライバーの意識改革を促進するとともに、営業所等において飲酒運転防止対策を着実に実施していくことによって、飲酒運転の根絶を図ることを目的として作成されたものです。

飲酒運転が事業者に及ぼす影響

事業停止・信用失墜・経営破綻!!

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。万一、ドライバーが飲酒運転をし、それを会社が容認していた場合や飲酒運転による事故を起こした場合、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合などは、事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処分を受けることになり、社会的な信用も失墜して、経営に重大な影響を及ぼします。



事業停止
車両使用停止処分

飲酒運転に対する行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

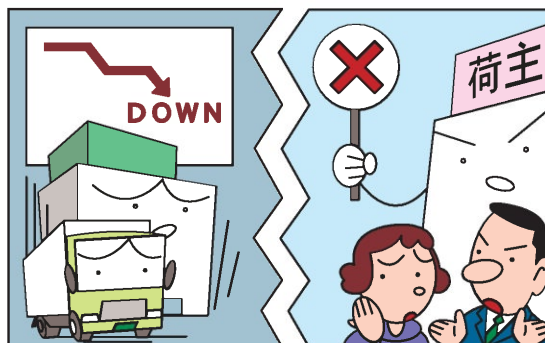
違反営業所に対して
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

信用失墜 経営破綻

飲酒運転は会社のイメージを極端に悪化させ、荷主の信頼を失うだけでなく社会的信用も失墜して、経営破綻に繋がります。



飲酒運転の下命・容認 と刑事処分

道路交通法第75条において、自動車の使用者（事業者等）や自動車の運行の管理を行う者（運行管理者等）は、飲酒運転や過労運転、過積載運転等を下命・容認してはならないと定められています。これに違反した場合には、下命・容認した事業者等や運行管理者等が懲役等の刑事処分を受けます。

飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)

第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。

(以下、略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)

第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

- 懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・ 労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・ 懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

管理体制の強化と指導・啓発活動の推進

管理体制の強化

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する
- 酒気帯びの有無について、ドライバーからの申し出を徹底する
- アルコール検知器による測定を徹底する
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する
- 点呼内容（顔色、臭い、応答等目視確認）を充実・強化する
- 点呼の執行体制を強化する

飲酒状況等の実態把握

- 管理者による個別面談やドライバーからの申し出、健康診断結果等により、ドライバーの飲酒実態を把握する
- ドライバー本人の了解に基づく年1回の運転記録証明書の取得により、飲酒運転歴を把握する

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認されたドライバーに対しては乗務禁止を命じる
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合は、厳正な処分を行う
- 飲酒運転に対する社内の懲戒規定の制定や見直しを行い、処分を強化する

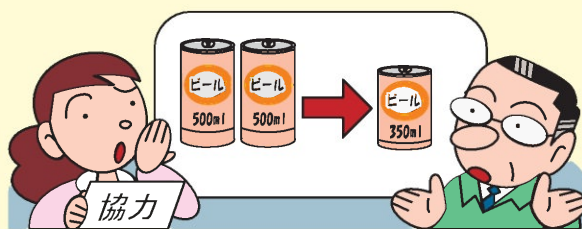
指導・啓発活動の推進

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する
 - ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
 - ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
- 勤務時間前の飲酒の禁止等遵守事項を徹底する
- 酒気を帯びた状態にあるときの申し出を徹底させる
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する

家庭への啓発広報

- アルコール依存症等を防止するため、飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する



飲酒運転防止対策等専門機関の活用

- A S K（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用し、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる

アルコール検知器の使用の徹底

点呼の実施とアルコール検知器の使用

点呼執行体制の強化

- ・運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- ・点呼執行場所の照明等の環境改善

＜参考＞

◎アルコール検知器備え義務違反

- 検知器の備えなし（「備えなし」とは、アルコール検知器が1器も備えつけられていない場合をいう）
- ・初違反 60 日車
- ・再違反 120 日車

乗務開始前の点呼※

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ・ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

＜参考＞

◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反

- 常時有効保持義務違反とは
- ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
- ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
- ・初違反 20 日車
- ・再違反 40 日車

- ・対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓであるか否かを問わない

乗務終了後の点呼※

- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる

アルコール検知器の設置

- 営業所ごとにアルコール検知器を設置する
- 対面点呼ができない場合等に備えて、必要に応じて携帯型アルコール検知器を備え置くか、又は事業用自動車に設置する
- アルコール検知器は、呼気中のアルコールの有無や濃度を検知し、警告音、警告灯、数値等で示すものを備え付ける

※アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む

アルコール検知器の保守管理

アルコール検知器を常に正常に維持し、故障等のないよう保守管理するために次のことを実施する

●毎日確認する事項

- ・アルコール検知器の電源が確実に入ること
- ・アルコール検知器に損傷がないこと

●少なくとも1週間に1回は確認する事項

- ・確実に酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
- ・アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを口内に吹きかけてアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること

- アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、上記の事項のいずれも運転者の出発前に行う

ドライバーへの啓発広報活動

勤務時間前の飲酒の禁止



体内に入ったアルコールはすぐには消えません。一般に、体重 60 キロの人が 500ml の缶ビールを飲んだ場合、アルコールが消えるまでには 3～4 時間がかかるといわれています。例えば、3 本の缶ビールを飲んだ場合には、8 時間が経過してもアルコールは消えないことになります。

したがって、飲酒后 8 時間が経過すれば血中濃度が必ずしも平常値に戻るわけではありません。

また、アルコールが消えるまでの時間については個人差が大きく、年齢や体質、その時の体調や飲酒量などにより大きく左右されますから、その点をドライバーにしっかりと認識させる必要があります。

酒気帯びの有無等の申し出



貨物自動車運送事業法輸送安全規則第 17 条の「運転者の遵守事項」において、「酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること」と定められています。

したがって、点呼時等に、飲酒の有無や、飲酒量、飲酒後の経過時間、睡眠状況、体調などを、ドライバーが申し出るよう指導を徹底する必要があります。

休憩時や仮眠前の飲酒の禁止



走行中はもちろんですが、休憩時や仮眠前の飲酒も厳禁とします。

特に、仮眠前は寝付きをよくするために飲酒するドライバーも見られますが、仮眠前の飲酒は、酒気帯び運転の原因となるだけでなく、それが習慣化すると、いわゆる「アルコール依存症」につながる危険もありますから、たとえ少量でも仮眠前に酒は飲まないよう指導を徹底する必要があります。

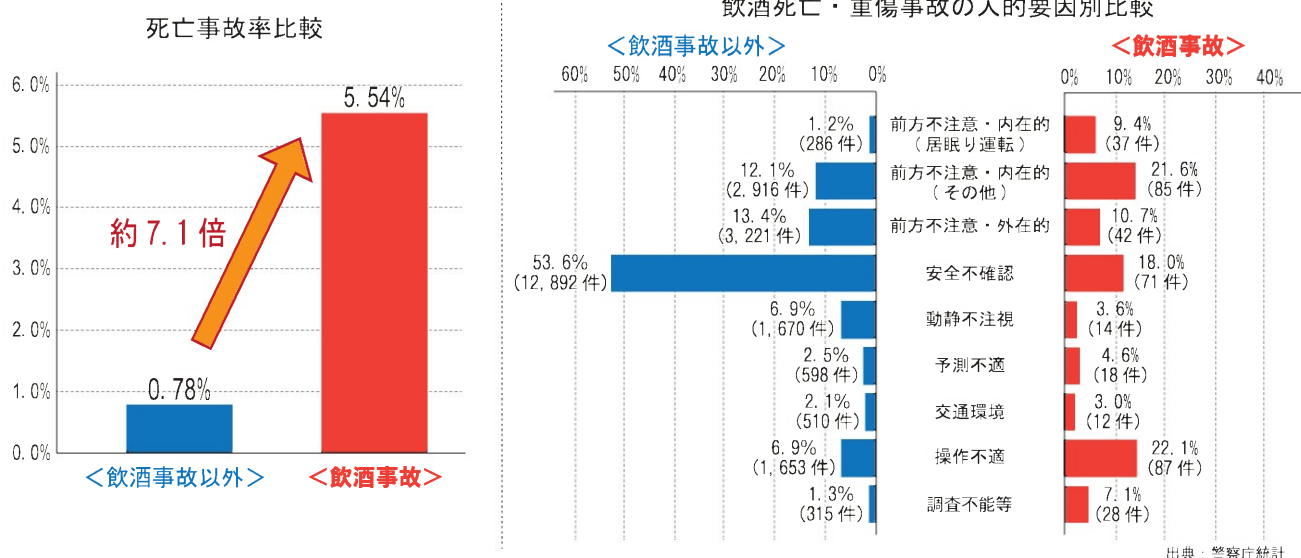
また、フェリー乗船中など運行途中の休息期間中における飲酒も酒気帯び運転につながりますから、禁止するよう指導を徹底する必要があります。

事業者の対策事例

飲酒運転による事故実態

警察庁統計（令和4年）では、飲酒運転による「死亡事故率」は、飲酒していない人に比べ7倍以上も高く、飲酒運転は極めて危険で悪質な犯罪行為であることを明示しています。また、飲酒死亡・重傷事故の人的要因別比較でも、「前方不注意」、「操作不適」など、運転操作への影響が色濃くでています。

事業用トラック運転者による飲酒運転は反社会的行為であり、荷主や、社会全体からの信頼性の確保を図るためにも、トラック運送業界からの飲酒運転の根絶を徹底する必要があります。



飲酒運転防止対策事例

トラック運送事業者が実施している飲酒運転防止対策の主な取り組み事例は、次のようになります。

- ・ 管理者によるパトロール指導の実施（休憩地点や中継地点において服務状況を確認）
- ・ 運転室内の点検（運転室内の点検では、室内の整理整頓も含めて、酒類の缶やビンがないかどうかを確認）
- ・ ドライバー研修会等での指導
- ・ 運転記録証明書の取得による事故歴・違反歴の確認
- ・ フェリー乗船中など運行途中の休息期間中における飲酒の禁止
- ・ 手紙・チラシ等による従業員の家族への呼びかけ

●アルコールが検知されれば 程度を問わず乗務禁止!!

アルコール検知器でアルコールが検知されたときは、罰則の基準未満（呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ未満）であっても、必ず「乗務禁止」とします。

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓであるか否かを問わないという点に留意する必要があります。

罰則基準未満でも、酒気があれば道路交通法第65条第1項による「酒気帯び運転」となり違反行為です。

飲酒運転防止対策マニュアル

平成18年12月1日 作成
令和4年6月1日 改訂

1. 従業員及び家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施（事業者、運行管理者等）

- (1) 道路交通法、貨物自動車運送事業法等関係法令や飲酒による影響・弊害等を再確認させるための資料作成・研修等飲酒運転防止教育を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに従業員に必要な対策等の提言を求める。
- (2) 飲酒運転を根絶させるため、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について事業者が手紙等で家族への協力要請を積極的に行う。
- (3) 労働組合、従業員との協力体制を強化する。
- (4) A S K（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用する等、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる。

2. 飲酒に関する規制の強化（事業者、運行管理者等）

- (1) 勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。
 - ・勤務時間前は飲酒を禁止する。なお、飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する（年令、体質、体調、飲酒量により個人差がある）。
 - ・勤務中（休憩、仮眠、フェリー乗船中等を含む。）における飲酒を禁止する。
- (2) 飲酒運転に関する懲戒処分を強化する。（社内懲戒処分規定の制定・改正等）

3. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握（事業者、運行管理者等）

- (1) 管理者による個別面談、自己申告等により個々の運転者の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。
- (2) 運転者本人の了解のもとに運転記録証明書を年1回取得し、飲酒運転の違反歴が新たに発見された運転者に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。
- (3) 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処理を講じる。
（内閣府のホームページから交通安全対策の飲酒運転根絶対策を参照等）
https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu_h20.html

4. 厳正な点呼の実施（運行管理者等）

- (1) 出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して酒気帯びの有無を報告させるとともに、アルコール検知器により測定させ、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。また、酒気帯びの有無の判断は道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中的アルコール濃度0.3mg/ℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ以上であるか否かを問わないものとする。なお、酒気帯びが確認された場合は、(5)による措置をとる。
- (2) 対面による点呼が出来ない場合において、点呼を行う場合は、運転者にアルコール検知器を携行させ、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、点呼時に酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて測定させ、その結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあって

は、当該測定結果を営業所に伝送させる方法）で報告させるとともに、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。

- (3) 点呼内容を充実・強化する。
 - ・点呼執行者と運転者との物理的距離（起立位置・足型表示等）の見直しを行い、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等目視でも酒気帯びの有無を確認する。
 - ・乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を運転者から自発的に報告するよう改善する。
 - ・乗務終了後の酒気帯びの有無の確認を徹底する。
- (4) 点呼の執行体制を強化する。
 - ・運行管理者と運行管理補助者との業務に見合った運行管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
 - ・照明等点呼執行場所の環境改善に努める。
- (5) 酒気帯びが確認された運転者に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において酒気帯びが確認された場合は厳正な処分を行う。

5. アルコール検知器の使用の徹底等（運行管理者等）

- (1) アルコール検知器を営業所ごとに設置し、必要に応じ携帯型アルコール検知器等を備え置き、又は営業所に属する事業用自動車に設置するものとする。
- (2) アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度の警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものを備え付けるものとし、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。
- (3) アルコール検知器は、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）しなければならない。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し及び保守するとともに、次の基準により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する。
 - ① 毎日確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
 - ア) アルコール検知器の電源が確実に入ること。
 - イ) アルコール検知器に損傷がないこと。
 - ② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
 - ア) 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
 - イ) 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
- (4) アルコール検知器を運転者に貸し出して個々の運転者のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させ、アルコールによるリスクを認識させる。

6. 情報提供および理解を求めるための措置（事業者等）

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転根絶のための決意表明等を事業者の社内誌及び各都道府県トラック協会の広報誌に掲載して社内外に理解を求める。